令和３年度（2021年度）　八王子市医療連携による早期医療対応（精密検査・専門外来・入院）ネットワーク事業 負担金交付要綱

（通則）

第１条　この要綱は、「医療連携ネットワーク事業実施協定書」及び同協定書に規定する「医療連携による早期医療対応ネットワーク事業実施細目」に基づき実施する当該事業に係る経費について、市が予算の範囲内において、一般社団法人八王子市医師会（以下「医師会」という。）に対し交付する負担金について、必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第２条　この要綱は、八王子市中核病院（東京医科大学八王子医療センター及び東海大学医学部付属八王子病院をいう。）（以下「中核病院」という。）と一般診療所等とが連携し、必要に応じて病院での高度医療機器による精密検査、専門外来による診療、入院治療などの患者に対する早期医療対応を支援する事業を実施するに当たり、医師会が当該事業に使用する消耗品の購入、書類の作成等を行うことに対し、その経費の一部を市が負担することにより、市民が安心して、いつでも、どこでも、症状に応じた医療が受けられる体制の整備に資することを目的とする。

（交付対象経費、交付額等）

第３条　この負担金の交付対象経費及び交付上限額は、次の表のとおりとする。なお、交付額は、予算額を上限とする。

	交付対象経費	交付率	交付上限額
負担金	・早期医療対応ネットワーク事業パンフ作成費 ・消耗品費 ・通信費 ・その他市長が特に認めるもの	１／２	175千円
計			175千円

（交付申請）

第４条　医師会は、前条の事業を実施しようとする場合は、必要事項を記載した負担金交付申請書（第１号様式）に必要な書類を添えて、令和３年（2021年）４月１日までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第５条　市長は、前条の規定による負担金の交付申請を受けたときは、経費の内容が適正であり、かつ、効果が期待できるか、金額の算定に誤りがないか等について、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

２　前項の規定による審査等の結果、負担金を交付すべきものと認めたときは、速やかに負担金の交付を決定し、負担金交付決定通知書（第２号様式）により医師会に通知するものとする。

（交付の条件）

第６条　市長は、前条の規定による交付の決定に際し、負担金に係る予算の執行の適正を図るため、交付の条件を付すものとする。

（医師会の責務）

第７条　医師会は、負担金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって当該事業を行わなければならず、いやしくも負担金を他の用途へ使用してはならない。

２　負担金に係る予算の執行の適正を図るため、医師会は、当該事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めたときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。

３　医師会は、前項に規定する資料を、当該事業の完了後、５年間保存しなければならない。

４　医師会は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

（内容変更等の承認）

第８条　医師会は、当該事業の変更等をしようとする場合、速やかに事業（変更・中止・廃止）申請書（第３号様式）により、市長にその旨を通知し、市長の承認を受けなければならな

い。
２　市長は、前項に規定する申請が適正であると認めるときは、事業（変更・中止・廃止）承諾書（第４号様式）により、医師会に通知するものとする。
（事故報告等）
第９条　医師会は、当該事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由等を市長に報告し、指示を受けなければならない。
（負担金の請求）
第１０条　医師会は、第５条の交付決定を受けた後に、市長に対し負担金を請求するものとする。
（負担金の支出）
第１１条　負担金は概算払いとし、請求があったときは、市長は速やかに医師会に対し、負担金を支出するものとする。
（実績報告）
第１２条　医師会は、当該事業が完了したときは、１か月以内に必要な事項を記載した事業実績報告書（第５号様式）に必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。第８条の規定により廃止の承認をした場合も、また同様とする。
２　前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めたときは、報告期限を１か月間に限って延長することができる。
（負担金の額の確定）
第１３条　市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等によりその報告に係る事業の成果が負担金の交付決定の内容及び通知に付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき負担金の額を確定し、負担金確定通知書（第６号様式）により、医師会にその旨を通知するものとする。
（是正のための措置）
第１４条　市長は、前条の規定による審査又は調査等の結果、当該事業の成果が負担金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に適合しないと認めたときは、当該事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。
２　第１２条の規定は、前項の命令により医師会が必要な措置をした場合について準用する。この場合において、同条中「１か月以内に」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。
（交付決定の取消）
第１５条　市長は、医師会が次の各号のいずれかに該当する場合は、負担金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（１）偽りその他不正の手段により負担金の交付を受けたとき。
（２）負担金を他の用途に使用したとき。
（３）負担金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
（４）前３号のほか、この規則及び他の法令に違反したとき。
２　前項の規定は、当該事業について交付すべき負担金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
３　第５条第２項の規定は、第１項の規定により取消をした場合に準用する。
（補助金の返還）
第１６条　市長は、前条の規定に負担金の交付決定を取り消した場合又は第１３条の規定により負担金の額を確定した場合において、当該事業の取消に係る部分又は確定額を超える負担金に関し、既に負担金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
（その他）
第１７条　「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うこととする。

附　則
この要綱は、令和３年（2021 年）４月１日から施行する。